



9

10

October

●ねんきん定期便の確認



※皆様でご回覧下さい

回覽							
----	--	--	--	--	--	--	--

標準報酬月額決定通知

～ 「標準報酬月額」 を従業員の皆さまへお知らせください ～

日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「算定基礎届」等により被保険者の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は「標準報酬決定通知書」等で通知します。

「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。被保険者の皆さまに必ずお知らせしていただきますようお願いします。

※「標準報酬月額」…厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分した標準報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。

社会保険の手続きはオンラインで！

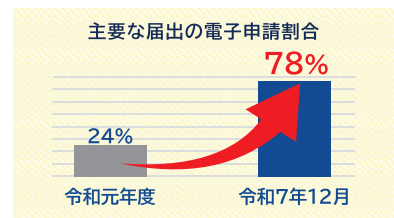
資格取得届や算定基礎届等の社会保険の手続きが
届書の作成から通知書の受け取りまでがオンラインで完結します

電子申請

○資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、**オンラインで申請・届出できるサービス**です。

○**主要な届出※の電子申請割合は、令和7年12月に約78%となり、多くの方に利用されています。**

※資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届



オンライン事業所年金情報サービス

○毎月の社会保険料額や被保険者データ等の**各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービス**です。一度登録すると、定期的に受け取れます。

オンライン事業所年金情報サービスのメリット！

オンライン事業所年金情報サービスは、受け取るデータによって様々なメリットがあります。

メリット	名称	概要
毎月の口座振替額・領収済額を オンラインで確認、データで管理	保険料納入告知額・ 領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書
社会保険料の金額を、紙の通知 より先に把握	社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額の情報
前月からの保険料の増減理由や 対象者が確認可能	保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報
一部のデータの入力を省略でき、 スムーズな申請が可能	被保険者データ	届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ

※届書の作成、電子申請が簡単にできるプログラムです。日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

年金委員制度のご案内

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

年金委員のメリット

年金制度改正のお知らせ

1 定期的なお知らせで、制度改正情報をご案内します。

研修会への無料参加

2 年金委員限定の研修会に参加できます。

表彰制度

3 活動の功績に対して表彰制度があります。

制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度の理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。

主に会社代表の方や庶務担当の方、民生委員や自治会役員の経験者の方などが活躍されています。令和8年3月末時点で、北海道で約5,700人の方が職域型年金委員として委嘱されています。



年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を通じて、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担う方々です。

年金委員は、社会的信望があり、かつ政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有するものとして推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。【日本年金機構法第30条】

活動内容の事例

◇日本年金機構が主催する年金委員研修への参加

全国の年金事務所や日本年金機構本部では、年金委員活動の充実を目的とした任意参加の研修会を定期的に行っています。

◇ポスターやリーフレットの掲示、設置、配布

制度改正などを契機に、年金事務所から制度周知用ポスターやリーフレットを送付させていただく場合がございます。ご協力いただける範囲内で職場内掲示など、従業員やそのご家族の皆さまに周知していただくようお願いしております。

『職域型』年金委員になるには、『年金委員推薦書（職域型）』を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

様式は、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「年金委員」のページからダウンロードできます。

制度の趣旨をご理解いただき
ぜひ年金委員の推薦をお願いいたします。

協会けんぽ 2025（令和7）年度決算のお知らせ

2025年度の決算の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

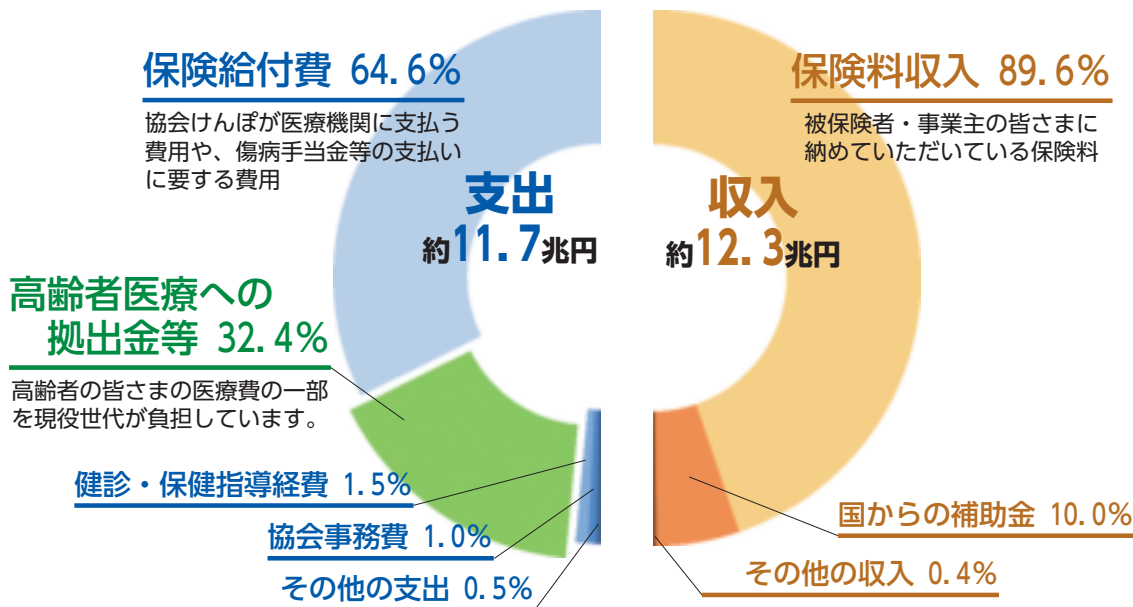
※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2025年度決算 | 医療分 (単位：億円)

収入	保険料収入	110,546 (+4,057)
	国庫補助等	12,383 (+693)
	その他	477 (+132)
	計	123,406 (+4,881)
支出	保険給付費	75,369 (+2,818)
	拠出金等	37,829 (+1,634)
	その他	3,413 (+220)
	計	116,611 (+4,672)
単年度収支差		6,795 (+209)

※ () 内は、前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - ・団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること
- 等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026（令和8）年度診療報酬改定において、診療報酬（本体部分）の改定率が3.09%（2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%）と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※ 2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

今日からできる 上手な医療のかかり方

①夜間・休日のその受診は、本当に緊急ですか？

受診に迷ったときは、まず電話で相談しましょう！

夜間や休日に体調を崩し「病院に行くべきか迷う」「救急車を呼ぶべきか分からない」といったときは、電話相談窓口を利用しましょう。



北海道小児救急電話相談

#8000

またはTEL011-232-1599
毎日19時～翌朝8時



夜間、お子さんの急な病気やケガで困ったときに、ただちに医療機関にかかる必要があるか、どう対処すればよいのか、電話で看護師や医師から助言を受けられます。



救急安心センターさっぽろ

#7119

またはTEL011-272-7119
24時間365日



急に具合が悪くなったときなど、119番に電話した方がよいのか、様子を見た方がよいのか、判断に困ったら迷わずご相談ください。

(サービス対応地域：札幌市、石狩市、新篠津村、栗山町、当別町、南幌町、島牧村、北広島市、恵庭市、長沼町)

緊急時でなければ割増料金がかからない時間に受診を！

夜間・早朝・休日・深夜など、通常の診療時間外に受診すると、医療費に加えて割増料金（時間外加算）が発生します。

自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに、緊急性の高い方の治療に影響を与える可能性もあります。



②かかりつけ医を持ちましょう！

かかりつけ医とは？

健康に関することを何でも相談でき、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有し、身近で頼りになる医師のことです。

かかりつけ医を持つメリット

1

日頃の状態をよく知っているため、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見、早期治療が可能になります。

2

病気や症状、治療法などについての確な診断やアドバイスをしてくれます。

3

専門的な検査や治療が必要な場合などに、適切な医療機関を紹介してくれます。紹介状なしで大病院を初診で受診すると診察料に加えて7,000円以上の特別料金がかかりますが、かかりつけ医からの紹介状があれば負担が生じません。

マイナ保険証を利用していますか？

マイナ保険証について

受付時に情報提供に同意することで、過去に別の医療機関や薬局で処方された薬や健診結果の情報を、医師や薬剤師に共有することができます。薬の重複等が防げるほか、経済的負担も少なくなります。



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部



労働保険Q&A

部長が取締役に就任！兼務役員の認定と雇用保険の取扱い

Q 当社では、このたび部長を取締役に昇格させる予定です。取締役就任後も、取締役の業務に加え、これまでどおり部長として勤務し、部下への指揮監督や営業活動など従来の業務も担当する予定です。雇用保険の被保険者資格は継続できるのでしょうか。

A 取締役などの役員であっても、労働者としての身分を併せ持つ場合は、「兼務役員」として引き続き雇用保険の被保険者となる可能性があります。

会社の役員は原則として雇用保険の被保険者にはなりません。しかし、会社との雇用関係が認められ、報酬の支払い状況等から「労働者の性格」を有すると判断される場合は、例外的に雇用保険の被保険者となることができます。

取締役就任後も部長としての業務を引き続き担当する今回のケースでは、取締役就任したことを理由に直ちに雇用保険被保険者資格喪失届を提出するのではなく、まずは兼務役員に該当するかどうかについて、ハローワークで確認を受けることが重要です。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



■兼務役員の判断のポイント

厚生労働省の「雇用保険業務取扱要領」では、報酬の支払状況等からみて労働者の性格が強く、雇用関係が存在することを兼務役員の要件としています。ハローワークでは、兼務役員に該当するかどうかについて、次のような事項を総合的に判断します。

- 担当する職務の内容（部長職としての業務が継続しているか）
- 会社から指揮命令を受けて労務を提供しているか
- 代表権や業務執行権を有していないか
- 勤務時間や出退勤について会社側の管理を受けているか
- 労働者としての賃金と役員報酬の支払状況
- その他、労働者としての実態が認められるか

これらの判断要素により、役員就任後も労働者性が認められるとハローワークが判断した場合は、兼務役員として認定され、被保険者資格が継続されます。

■雇用保険の手続きのポイント

兼務役員として雇用保険の被保険者資格を継続する場合は、「兼務役員雇用実態証明書」に、勤務実態や報酬の支払状況を確認するための書類（就業規則、賃金台帳、出勤簿、定款、組織図、取締役会等の議事録など）を添付して提出します。

これらの資料により兼務役員に該当すると判断された場合は、被保険者資格は継続されます。一方、兼務役員に該当しない場合は、役員就任日の前日を資格喪失日として、雇用保険被保険者資格喪失届を提出します。

なお、役員就任後に職務内容や権限、報酬体系が変更された場合は、労働者性の判断に影響することがあります。

役員就任時だけでなく、その後も勤務実態に変更が生じた場合は、兼務役員としての要件を満たしているかを確認し、必要に応じてハローワークへ相談することが望まれます。

働く人の

ライフ&マネープラン

ねんきん定期便の確認

毎年誕生月に日本年金機構から送られる「ねんきん定期便」は、将来受け取る年金額や、これまでの加入記録に間違いがないかを確認するための大切なものです。「数字がたくさんで見るのがめんどう」と感じる方も少なくありませんが、特に確認しておきたいポイントを説明しましょう。

ねんきん定期便の確認ポイント

①これまでの年金加入期間

会社員や公務員であれば厚生年金、自営業や専業主婦（夫）の期間は国民年金など、それぞれの加入期間が記載されています。就職や転職、結婚など人生の節目を思い出しながら加入記録に間違いがないか確認しましょう。

②標準報酬月額とこれまでの保険料納付額

会社員や公務員の厚生年金保険料は、標準報酬月額（ボーナスは標準賞与額）※1をもとに保険料や年金額が計算されます。給与がアップしていくと標準報酬月額も上がるため、将来の厚生年金の額が増えることにつながります。

転職したばかりの人や退職した人は、加入状況が正しく反映されているか確認することが大切です。また、自身の標準報酬月額が過去の定期便と比べてどう変わったのかも確認してみましょう。

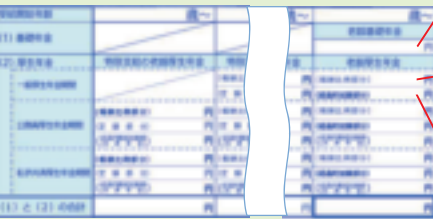
③年金見込額

ねんきん定期便に記載されている年金見込額（年額で記載）は、50歳未満と50歳以上の人では内容がまったく違います。

50歳未満の人に記載されている年金見込額は、これまで加入した実績だけで計算した金額です。今後納める保険料の期間は含まれていないため、65歳から実際に受け取る年

50歳以上のねんきん定期便

3. 老齢年金の種類と見込額（年額）



20歳から60歳までの国民年金加入期間等による額。40年加入の満額で約84.7万円

現在の報酬で60歳まで働いたときの見込み額。60歳以降も厚生年金に加入して働く場合増加する

60歳までの厚生年金加入期間が40年未満の人等が、60歳以降または20歳前に厚生年金加入期間がある場合等に加算される

金額より大変少ない額が記載されている、と考えておきましょう。「年金額が少なすぎる」と心配する必要はありません。

一方、50歳以上の人の見込額は、現在の収入や加入状況が60歳まで続くと仮定して計算されたものです。そのため、将来受け取る年金額に比較的近い金額となっています。ただし、今後に転職や退職、給与水準の変化（標準報酬月額の増減）などがあると年金見込額は変わるので毎年確認しておきましょう。

ねんきん定期便

年齢	形式	内容
35歳・45歳	封書	・これまでの保険料納付額 ・年金加入期間 ・これまでの加入実績に応じた年金額 ・これまでの年金加入履歴 ・標準報酬月額・標準賞与額と納付額の月別状況（全期間）
50歳未満	はがき	・保険料納付額 ・月別状況（直近13月） ・年金加入期間 ・これまでの加入実績に応じた年金額
50歳以上 ※59歳以外	はがき	・保険料納付額 ・月別状況（直近13月） ・年金加入期間 ・老齢年金の種類と見込額
59歳	封書	・これまでの保険料納付額 ・年金加入期間 ・老齢年金の種類と見込額 ・これまでの年金加入履歴 ・標準報酬月額・標準賞与額と月別状況（全期間）
年金受給者	はがき	・月別状況（直近13月） ・保険料納付額 ・年金加入期間

記載に間違いや漏れがあったら

加入期間に漏れや誤りがあると、将来受け取る年金額に影響してしまいます。ねんきん定期便を見て、もし加入期間が抜けている、勤務した会社が記載されていない場合などは、封筒に入っている「年金加入記録回答票」に必要事

項を記入して返送するか、年金事務所に相談して調査してもらいます。めんどうだからと決して放置しないようにしましょう。

ねんきんネットの活用

日本年金機構の「ねんきんネット」では、WEBでねんきん定期便の確認だけでなく、60歳以降も働いた場合や、繰上げ・繰下げ受給をした場合など、さまざまな条件

で年金額を試算できます。将来の生活設計を考えるうえで非常に役立つので登録して活用しましょう。

※1 標準報酬月額は健康保険や厚生年金などの社会保険料や、将来の年金の計算のもとになる金額。標準報酬月額は残業や通勤手当などを含む給与を一定の幅ごとに区分した等級。健康保険は1から50等級、厚生年金は1から32等級ある。ボーナスは実際の支給額（1,000円未満切り捨て）が標準賞与額となる